**「四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則」新旧対照表**

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後（※改正部分赤字） |
| 四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則平成18年3月31日規則第38号(趣旨)第1条　この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。(指定の申請)第2条　法第78条の2第1項、第79条第１項、第115条の12第1項及び第115条の22第１項の規定による申請は、指定申請書(様式第1号)によるものとする。２　法第78条の2第1項、第79条第１項、第115条の12第1項及び第115条の22第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。（追加）(特例による指定を不要とする旨の申出)第3条　法第78条の2の2第1項ただし書及び法第115条の12の2第1項ただし書の規定による別段の申出は、特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第2号)によるものとする。(変更の届出等)第4条　法第78条の5、第82条、第115条の15及び第115条の25の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項、第133条第１項、第140条の30第１項及び第140条の第１項に掲げる事項の変更に係るものにあっては変更届出書(様式第３号)、事業の再開に係るものにあっては再開届出書（様式第４号）、事業の廃止又は休止に係るものにあっては廃止・休止届出書(様式第５号)によりそれぞれ行うものとする。(指定の辞退)第5条　法第78条の8の規定による指定の辞退は、指定辞退届出書(様式第６号)によるものとする。(指定の更新の申請)第6条　法第78条の12、第115条の21及び第115条の31の規定により準用する法第70条の2並びに法第79条の２第１項に規定する更新の申請は、指定更新申請書(様式第７号)によるものとする。(事業所情報の提供)第7条　市長は、第2条から前条までの規定による指定又は届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。(1)　事業所の名称及び所在地(2)　当該事業所の指定の申請者名及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(3)　指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日(4)　事業開始年月日(5)　運営規程(6)　介護保険事業所番号(7)　当該事業所に勤務する介護支援専門員(8)　その他市長が必要と認める事項(公示)第8条　法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の２、第140条の31及び第140条の38に定める事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。(1)　介護保険事業所番号(2)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(その他)第9条　この規則に規定するもののほか、第２条第１項に規定する指定申請書及び第６条に規定する指定更新申請書に必要とする付表及び添付すべき書類並びに必要な事項は、市長が別に定める。附　則(施行期日)1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。(指定等を行うために必要な準備)2　この規則の施行の日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。附　則(平成18年11月6日規則第67号)この規則は、平成18年12月1日から施行する。附　則(平成20年7月1日規則第36号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている様式第2号から様式第4号までの届出書については、改正後の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。附　則(平成21年6月17日規則第32号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び第2条の規定による改正前の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び第2条の規定による改正後の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出された書類とみなす。附　則(平成27年3月31日規則第22号)(施行期日)1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書とみなす。附　則(平成28年3月28日規則第33号)(施行期日)1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書とみなす。附　則(平成30年6月29日規則第26号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第2号から様式第5号までに規定する届出書及び申請書は、この規則による改正後の様式第3号から様式第6号までに規定する届出書及び申請書とみなす。附　則(令和3年9月29日規則第18号)(施行期日)1　この規則は、令和3年10月1日から施行する。(様式に関する経過措置)2　この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。3　この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。　　　附　則　（施行規則）１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。（四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則等の廃止）２　次に掲げる規則は、廃止する。(1)四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成30年四国中央市規則第５号）(2)四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年四国中央市規則第66号）　（経過措置）３ この規則の施行の日の前日までに、第１項の規定による改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則、第２項の規定による廃止前の四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則及び前項の規定による廃止前の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。　（追加）-様式別紙掲載-※各様式については、別添「改正前規則」参照 | 四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則平成18年3月31日規則第38号(趣旨)第1条　この規則は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。(指定又は指定の更新を受けた旨の標示)第2条　（削除）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法第78条の2第1項、第79条第１項、第115条の12第1項及び第115条の22第１項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。２　前項の規定は、法第78条の12、第115条の21及び第115条の31において準用する法第70条の２第１項並びに法第79条の２第１項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。（削除）（削除）（削除）（削除）(事業所情報の提供)第3条　市長は、前条第１項に規定する指定、同条第２項に規定する指定の更新又は法第78条の２の２第５項、第78条の５各項、第82条各項、第115条の12の２第５項、第115条の15各項及び第115条の25各項の規定による届出の受理(以下この条において「指定等」という。)をしたときは、愛媛県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。(1)　事業所の名称及び所在地(2)　当該事業所の指定の申請者名及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名(3)　指定年月日又は指定更新年月日及び指定有効期間満了日(4)　事業開始年月日(5)　運営規程(6)　介護保険事業所番号(7)　当該事業所に勤務する介護支援専門員(8)　その他市長が必要と認める事項(公示)第4条　法第78条の11、第85条、第115条の20及び第115条の30の規定による公示は、施行規則第131条の14、第133条の２、第140条の31及び第140条の38に定める事項のほか、次に掲げる事項について行うものとする。(1)　介護保険事業所番号(2)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所(その他)第5条　この規則に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。附　則(施行期日)1　この規則は、平成18年4月1日から施行する。(指定等を行うために必要な準備)2　この規則の施行の日前においても、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し必要な手続を行うことができる。附　則(平成18年11月6日規則第67号)この規則は、平成18年12月1日から施行する。附　則(平成20年7月1日規則第36号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている様式第2号から様式第4号までの届出書については、改正後の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定により提出された届出書とみなす。附　則(平成21年6月17日規則第32号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び第2条の規定による改正前の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出されている書類は、第1条の規定による改正後の四国中央市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則及び第2条の規定による改正後の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定により提出された書類とみなす。附　則(平成27年3月31日規則第22号)(施行期日)1　この規則は、平成27年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書とみなす。附　則(平成28年3月28日規則第33号)(施行期日)1　この規則は、平成28年4月1日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書は、この規則による改正後の様式第1号及び様式第5号に規定する申請書とみなす。附　則(平成30年6月29日規則第26号)(施行期日)1　この規則は、公布の日から施行する。(経過措置)2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第2号から様式第5号までに規定する届出書及び申請書は、この規則による改正後の様式第3号から様式第6号までに規定する届出書及び申請書とみなす。附　則(令和3年9月29日規則第18号)(施行期日)1　この規則は、令和3年10月1日から施行する。(様式に関する経過措置)2　この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。3　この規則の施行の際、旧様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。　　　附　則　（施行規則）１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。（四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則等の廃止）２　次に掲げる規則は、廃止する。(1)四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則（平成30年四国中央市規則第５号）(2)四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成18年四国中央市規則第66号）　（経過措置）３ この規則の施行の日の前日までに、第１項の規定による改正前の四国中央市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する規則、第２項の規定による廃止前の四国中央市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則及び前項の規定による廃止前の四国中央市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。　　　附　則　（施行期日）１　この規則は、令和６年４月１日から施行する。　（経過措置）２ この規則の施行の日の前日までに提出されたこの規則による改正前の様式第１号から第７号までに規定する申請書及び届出書は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の相当規定により提出された申請書及び届出書とみなす。-様式別紙掲載-※様式改正内容　　様式第１号　指定申請書　　　　　　　　　　　　　　　削除　　　　　　　　　様式第２号　指定を不要とする旨の申出書　　　　　　　削除　　　　　　　　　様式第３号　変更届出書　　　　　　　　　　　　　　　削除　　　　　　　　　様式第４号　再開届出書　　　　　　　　　　　　　　　削除様式第５号　廃止・休止届出書　　　　　　　　　　　　削除　　　　　　　　　様式第６号　指定辞退届出書　　　　　　　　　　　　　削除　　　　　　　　　様式第７号　指定更新申請書　　　　　　　　　　　　　削除 |